

経済産業省

20221207保局第4号
令和4年12月12日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 辻本 圭助



工事計画の審査における「発電用風力設備の技術基準の解釈の一部改正（20220616保局第1号）」の適用について

風力発電所の工事計画について、産業保安監督部長が行う発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第53号）への適合性審査にあたっては、「風力発電所の設置又は変更の工事計画の審査に関する実施要領（20210518保局第1号）」に基づき、第三者認証機関*によるウインドファーム認証（以下、「WF認証」という。）の活用を可能としています。そのWF認証においては、引用規格の一つとして「発電用風力設備の技術基準の解釈（20140328商局第1号。以下、「風技解釈」という。）」が適用されています。

風技解釈は、令和4年6月24日付けで一部改正・公布（20220616保局第1号。以下、「改正風技解釈」という。）したところであり、その際、パブリックコメントの状況や、WF認証・工事計画の審査状況を考慮し、公布から施行までに6ヶ月の周知期間を設け、施行日を令和4年12月26日とする措置を講じております。

施行日に先立ち、令和4年12月25日において現にWF認証を取得している案件につき、改正風技解釈が施行される令和4年12月26日以降においても当該WF認証を活用した工事計画届出を行うことが可能であることを明確化するため、下記に示す①及び②の条件を満たす場合は、令和4年12月26日以降に産業保安監督部長又は登録適合性確認機関にて行われる技術基準適合性確認においても、改正前の風技解釈に基づくWF認証を工事計画の設計根拠として、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令への適合性審査を行う旨、通知いたします。

記

- ① 風力発電所を対象としたWF認証の文書が、令和4年12月25日までに発行されたものであること。
- ② 令和4年12月26日以降に、当該風力発電所に係る設置の場所を管轄する産業保安監督部長又は登録適合性確認機関に届出られた工事計画の内容が、上記①のWF認証を受けた計画の内容から変更（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第65条第2項で定める軽微な変更を除く。）が無いこと。

※：「第三者認証機関」とは、公益財団法人日本適合性認定協会が当該協会の認定基準「風力発電システム：ウインドファーム」に基づき、ISO/IEC 17065（JIS Q 17065）の製品認証機関として認定した認証機関のこと。